

経済を軍事化し、企業秘密漏洩を厳罰化する 経済安保推進法案を懸念する声明

2022年3月31日 経済安保法案を懸念するキャンペーン

経済安保法案の衆議院採決が4月上旬に行われそうです。しかし立憲民主党など野党にも法案の問題点が十分理解されていません。3月31日に井原聰東北大名誉教授が衆議院で参考人として意見を述べられました。その後、海渡弁護士・井原氏・杉原氏が本声明を野党に手渡し、法案の問題点を追求するよう訴えました。大学でもこの声明と井原意見書を活用し法案に反対する声を上げましょう。

1 法案の内容

本年2月25日、経済安保法案が閣議決定され、国会に提案された。法案は、①特定重要物資の安定的な供給（サプライチェーン）の強化、②外部からの攻撃に備えた基幹インフラ役務の重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、③先端的な特定重要技術の研究開発の官民協力、④原子力や高度な武器に関する技術の特許出願非公開の4本柱で構成される。

この法案は、国家安全保障を名目として、多くの事項を政省令などに委任しているため、規制内容そのものが明確でない。そのため、企業活動と学術研究の自由を制約し、市民監視の強化につながるものだ。

2 法案の問題点を先取りした大川原化工機事件

国家安全保障局（NSS）が、2020年4月に「経済班」を組織し、経済安保法案の危険性を先取りしたような刑事事件がすでに発生している。「大川原化工機」事件である。乾燥機の中国・韓国への輸出が生物兵器に転用可能な機器を不正に輸出したとして、同社社長ら3名が逮捕され、1年近くも勾留され、第1回公判前に検察官が起訴を取り消すという異例の事態となった。2022年3月号の『世界』に掲載された青木理氏の「町工場VS公安警察」には、警察の思惑によって、経済産業省も軍事転用可能とは考えていなかった技術が、公安警察の見込み捜査によって不正輸出にでっち上げられていった過程が克明にまとめられている。

3 企業活動が軍事に従属し、企業秘密が拡大し、秘密漏洩が厳罰化される

法案の問題点の第一は、経済安保法案によって企業活動が軍事に従属し、企業の活力をそぎ落としてしまう危険性があることである。経済安保法案は、「国家」（第1条等22ヶ所）を前面に押し立て、官民の関係を対等な関係から主従関係へ移行させるものであり、企業の活力をそぎ落とし、経済の発展そのものを大きく阻害する危険性がある。

第二の問題点は、企業秘密の範囲が不当に拡大されることである。前記の4本柱のうち、①、③及び④については、民間人に対しても、「事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない」として、罰則付きで守秘義務を課すものとなっている。

しかし、この「秘密」は、特定秘密保護法の「特定秘密」に限定されるものではなく、本来は経済活動の自由に属する「特定重要物資」、「特定重要技術」、「特許出願情報」を保有する者を対象として「事務に関して知り得た秘密」とだけ規定されるのみで、「秘密」の範囲が不当に拡大されるおそれがある。しかも、国会に設けられた情報監視審査会の監視対象にすらならず、秘密の範囲の拡大を防止する歯止めがない。

第三の問題点は、秘密漏洩・盗用に係る処罰条項によって、特定重要物資の安定的な供給の強化については、取扱業者に対して、生産、輸入、保管状況等について国が調査する権限を持つとされるため、企業活動に対する過度な介入・統制を招きかねない。既に大川原化工機事件で明らかになっているように、経済活動の自由（憲法22条1項）等が著しく制約されるおそれがある。

先端的な特定重要技術の研究開発の官民協力については、基本指針に基づき、「特定重要技術」の研究開発等に対し政府が支援を行い、官民パートナーシップと称する「協議会」によって、軍事技術につながる特定重要技術の研究開発を政府が一元的に管理・統制するシステムとなるおそれがあり、憲法9条に抵触し、科学技術研究の自由を侵害し、憲法23条にすら違反する可能性がある。

原子力や高度な武器に関する技術の特許出願非公開については、政令で定められる技術分野（核技術、先進武器技術等）に属する発明が記載されている特許出願について、出願公開等の手続を留保し、

必要な情報保全措置を講じた技術や情報の流出を防止しようとするものであり、規制の対象は政令に白紙委任されている。広範な規制となるおそれがあり、研究者の学術研究の自由や特許権が侵害される可能性がある。

4 結論

我々は、国家安全保障を名目として「秘密」の範囲を無限定に広げる経済安保法案について、企業活動の自由、学術研究の自由等を侵害するおそれが強いことを強く懸念し、その慎重審議のうえ、抜本的に見直すよう求める。

衆議院内閣委員会「経済安全保障推進法案」意見書（提出資料）

2022年3月31日

参考人 井原 聰（東北大学名誉教授）

はじめに

本日は「経済安全保障推進法案」の審議の場に参考人として意見を述べる機会を与您いただき感謝申し上げます。また立憲民主党のご配慮に御礼申し上げます。私の専門は科学史・技術史です。歴史的見地からこの国の科学・技術政策や学術研究体制、若手研究者の育成等について関心をもっているものでございます。かつて、東北大学在職中に第3期科学技術基本計画のフォローアップということで、2009年に「大学・大学院の教育に関する調査」にかかわり、「理工系大学院の教育に関する国際比較調査」の委員長、「理工系大学院生の進路動向調査」の副委員長などを務め、多少の意見を述べたことがあります。また、在職中はノーベル化学賞受賞者の田中耕一さんの協力を得て、先端分野の融合領域研究の若手研究者育成にかかわってきました。

ところで、本法案の審議の中ですでに多くの問題点や疑問点が各委員から出され、その中身についてはこれから作成される138項目に上る政省令に託されています。

また法案の肝ともいえる5本の基本方針も内閣に決定が委ねられ、極めて重要な法案にもかかわらず、国会での議論がなされません。

審議もはじまり、小林大臣をはじめ担当者の方々が条文にはない説明を種々表明されてきました。その説明が条文上にいかに反映されるのかは不明ですが、委員の多くの方々が、口々に経済安全保障の定義がない、目的が明示されていない、具体的内容

が示されていない、ほとんどが政省令まかせと指摘されておりました。また、財界や有識者からも「抑制的なものに」、という共通した意見も出されました。法案が通ったら、内閣が基本方針を定めて下位法令を決めていくということですが、これだけ重要な法案にもかかわらず白紙委任に近い法案審議は国会軽視といえないでしょうか、民主的な手続きの面から改善を強く求めるものです。

1. 法案の二つの性格

まずこの法案、この年末までに出されるであろう「国家安全保障戦略」「防衛大綱」「中期防衛整備計画」のいわゆる防衛3文書との関りが触れられていません。特定重要物資の安定供給、特定社会基盤役務は「有事」に備えよというわけですが、「有事」とは何か語られず、有事に対処する3文書がありません。この法案、私は二つの性格を持っているものと解しています。一つは、経済の喫緊の問題だとして、安定供給やサイバー攻撃に焦点が当てられていますが、今一つ、防衛問題だとみております。DARPA（米国防総省国防高等研究計画局）に似せた組織を作ろうとっているわけで、ご承知のようにアメリカの「経済安全保障」の肝は防衛問題です。本法案は具体的な内容がよくわかりませんが、機微な技術の流出や外国人研究者の受入や頭脳流出をセーブして、防衛上（軍事上）の優位性、不可欠性を強化しようという狙いがあるはずで

そこで、多くのことに触れたいとは思いますが、与えられた 10 分では散漫になってしまいますので、「選択と集中」をさせていただき、若手研究者育成という経験を踏まえた観点から、この法案の問題点を指摘させていただこうと思います。

2. 特定重要技術開発の目玉が若手研究者育成

第 4 章特定重要技術の開発支援について触れたいと思います。

この章は第 60 条～64 条しかありません。しかも第 60 条は基本方針で内閣マター、第 61 条は「国の施策」、第 62 条は「協議会」の組織、第 63 条は「指定基金」、第 64 条は「調査研究」となっており内容が示されていません。

第 61 条に特定重要技術については「将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術」と説明されています。そしてこの研究開発のために、「研究代表者の同意のもとで内閣総理大臣と協議して、関係大臣も加わる「協議会」を組織するとされていますが、プロジェクトごとにこれだけ大げさな組織がなせ必要なのかが不明です。

「協議会」が取り扱うのは「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」第十二条第一項による国の資金により行われる研究開発だとされています。この活性化法では「若年研究者等の能力の活用を図るとともに、研究開発法人、大学等及び民間事業者による若年研究者等の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。」という若手研究者の能力活用を主眼としたもので、各省庁をはじめ国が出資する競争的研究費に採択された若手研究者を各省庁が支援のため伴走して研究開発を行うというものです。社会的実装まで囲い込む仕掛けとなっており、若手の研究者育成になぜこれだけ大げさな組織が必要なのか説明が求められます。

防衛省が囲い込めば防衛（軍事）研究推進となり、現在進行中の防衛技術研究推進制度で軍事研究ではないからという説明は撤回しなければなりません。それどころか国が提起する研究課題で、特定重要技術課題の場合は、防衛（軍事）研究になることを明示する必要はないのでしょうか？

3. 研究からの離脱の自由はあるのか

第 62 条第 7 項に「正当な理由なく、当該事務に関して知りえた秘密を洩らし、又は盗用してはならない。として違反者には罰則 1 年以下の懲役又は

50 万円以下の罰金」が科せられます。これは特定重要技術研究開発を促進するための「協議会」のメンバーに課せられたものです。またこの協議会からの離脱が自由か否かも大きな問題です。仮に機微技術で軍事研究から抜きたいとして抜けられるものなのか。秘密指定された研究から仮に脱出できたとして絶えず公安の目が光っているという、その後の身の安心安全の保障が何も示されていません。

ところでユネスコの「科学及び科学研究者に関する勧告」（2017 年 11 月 13 日 第 39 回ユネスコ総会採択）があります。

「4. 研究における権利及び責任

(iii) 事業の倫理的、人道的、科学的、社会的又は生態学的な価値について自由に、かつ、公然と意見を表明すること。科学技術の発展が人類の福祉、尊厳及び人権を損なう場合又は「軍民両用」に当たる場合には、科学研究者は、良心に従って当該事業から身を引く権利を有し、並びにこれらの懸念について自由に意見を表明し、及び報告する権利及び責任を有する。」

とありますが、これに照らしたとき、特定重要技術に携わる研究者はこの権利と責任を放棄しなければならないととれます。いうまでもなく、科学技術の発展は一国の、また時の政府の、さらに企業等のためにのみ貢献するのではなく人類の福祉と尊厳、人権を損なうことのない行動を研究者は求められています。

4. 研究者は如何に育つのか

国から与えられた課題解決型研究で社会実装まで行う、かつての企業内研究所のような社会実装を前提とした研究からは、若手研究者は成長しにくいでしょうし、創造的研究も生まれにくいものです。産学連携で企業との共同研究ではよく見られますが、秘密厳守の研究環境では、他分野の新鮮な考え方の交流や研究会、国際交流など研究を後押ししてくれるコミュニケーションもなく、先細ることがよく見受けられます。

もっとも、「東日本大震災を踏まえた今後の科学技術・学術政策の在り方について（建議）」（野依委員長、平成 25 年 1 月 17 日 科学技術・学術審議会）では「学術研究の特性」についてつぎのように提起しています。

「学術研究に従事する者が、自らの内在的動機に基づき行う研究は尊重されるべきであり、これにより全体として研究の多様性が確保されるのであるが、

同時に、学術研究に従事する者には、課題解決とともに、長期的視点に立って自ら研究課題を探索し発見する行動も当然求められる。」

との指摘もあり、「協議会」に囲い込み、各省庁が社会実装に向けて支援伴走する方式は人材養成にはならないと考えます。口悪く言えば、技能実習生の名のもとに外国人労働者を雇用するに似ているように思えます。

国大協の調査によれば2018年現在ですが、国立大学の40歳未満の若手研究者の約63%（10,650人）は任期付き、いわばパート従業員で疲弊しております。能力の活用以前に常勤の若手研究者の母数を増やすことが喫緊の課題になっています。

5. 調査研究はシンクタンク？

第64条の「調査研究」では第二項3で「内外の科学技術に関する調査及び研究を行う機関、科学技術に関する研究開発を行う機関、その他の内外の関係機関と連携する能力を有す」れば委託ができるとされているので、これがシンクタンクを法的に位置づけているものと推察します。

科学技術調査は総務省統計局をはじめ文部省の統計情報、科学技術・学術政策研究所の統計集、リサーチマップやKAKENやCiNii Articles、国際的には著名な文献検索機関が種々存在しています。大学・研究機関などで進められている業績評価に関わる個人情報を含むデータまでを調査対象にして、AIで監視するようなビックデータ調査ならば研究者が国家によって監視されることになりかねず、問題は大きいといえます。

「令和4年度経済産業政策の重点」（令和3年8月）には①重要技術を「知る」「守る」「育てる」の中に「重要技術等のチョークポイントを把握し、輸出・投資管理等の機微技術管理を強化するとともに、重要かつ機微な技術シーズをニーズに繋げて支援する仕組みを検討する。国内外の重要技術の動向調査、中小企業・大学等の管理体制構築・制度普及のための支援、法執行等に必要な調査等を実施する。」とあり、法案を先取りした提起がなされていますが、「大学等の管理体制構築」とあり、現行の安全保障輸出管理は現場の職員だけではなく教員にも大きな負担となっていますが、安全保障輸出管理への影響が不明で、とりわけ、外国人研究者、留学生の受け入れについての検討が明確ではないのも大きな問題と言えます。

また、特定重要技術でいう調査及び研究とは何をさしているのか不明で、不安を呼び起こすことになるでしょう。シンクタンクの法的位置づけをすることで、CSTに直結する政策集団・研究評価集団として学術会議や大学までが下位のシンクタンク化することが危惧される。特に、学位授与機能まで持たせてはという議論もあり、大学等・研究機関を中核とした学術研究体制を大きくかえることになり、問題である。

6. 特許は知財の問題ばかりではない

第5章の特許出願の非公開ですが、特許制度は科学や技術の発達に欠かせない制度として定着してきました。かのアインシュタインが特許庁の審査官であったことはよく知られていますが、その時代に大きな業績をあげました、でも彼が冷蔵庫のある種の特許をとっていたことはあまり知られていないでしょう。もう一つ、ラジウムを発見したキュリー夫妻らはラジウムの製法特許を取りませんでした。悪の手にわたるかもしれないが多くの善のために使われることを期待したものでした。特許にまつわるドラマが沢山あります。私は特許制度は学術研究体制や産業や文化の一部であると考えています。

また、特許制度は科学や技術の発達の欠かせない制度として定着してきました。ご承知のように、発明者の利益と権利が守られるのと同時に、公開されることにより同様の研究を知らずに研究する無駄を防ぎ、次のステップに展開することで研究や技術の水準が引き上げられていくものです。戦前の秘密特許は平和憲法になじまないとして廃止されたものです。戦前の秘密特許の審査に軍人がかかわっていました。

ここで取り上げている秘密特許の第一次審査は特許庁が行い、二次審査には内閣府令で決めるのですが、防衛関係者が加わるので、特許制度の一部が戦前回帰することになるのではないかと危惧されます。先端分野の軍事技術としてのゲームチェンジャーになり得る発明なのか、保全指定については事前審査を行うのでしょうか、忌避できる環境が作られるのか否か、軍民両用のものの場合、その特許が保全指定され産業化できない不利益を十全に保障されるのか否か、損失額の査定は支払う国が行うことで公正が保たれるのかが大きな問題です。また保全指定から離脱して、その特許を取らずに実施に移すケースがあれば、「国家と国民の安全を脅かす技術」が流出することとなり、秘密特許に大きな

穴が開いているといえます。公開を原則とする特許制度に軍事機密を持ち込むことが矛盾であり、軍事技術は本来秘匿とノウハウで処理すべきではないかと考えるものです。

第65条の特許出願非公開基本方針では「国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの大きい発明の係る情報の流出を防止するための措置」とありますが「国家及び国民の安全を損なう」という表現は非常に多義的でどのようにでも解釈でき、恣意的な運用が危惧されます。第70条の保全指定では指定をした場合に「産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、…保全をすることが適当と認めるときは」とありますが、「その他の事情」は何を

指すのかが不明で、軍事技術関連の事情とも読めませんが、説明が求められます。また、第一次審査は特許庁で、第二次審査は内閣府令で定める組織といいますが、特許庁で30万件にもものぼる申請書からそれらしき書類を絞り込む作業は現行の特許庁組織で可能なのか、下請けに出すのか危惧されます。

さらに大学発ベンチャー・ビジネスがたくさん生まれ始めています。特に宇宙、海洋、量子、電磁気、サイバー、センサー分野の先端分野での活動が盛んになっていますが、秘密特許や特定重要技術としての囲い込みが、この分野の成長を鈍化させることも危惧されます。

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」の主な枠組みと主な問題点

	「法案」の主な柱	「法案」の主な項目	問題点
総論			①白紙委任的法案は議会制民主主義の軽視であり、国民生活にも深くかかわる法律なので、徹底した議論が求められる。②罰則付きの規制を求める法律は公安、内調、警視庁による監視が強化され関連する企業や研究者・技術者、市民の活動の自由が抑制される。また官への忖度や従属、あるいは癒着を生み出す。また大同化工機事件のような恣意的で過剰の取り締まりや本法案作成にかかわった責任者が民間人との間で情報漏洩の疑いが持たれ辞任したような事件の温床にもなる。これをセーブするには中立的機関の設置が不可欠である。セキュリティクリアランスが検討されるということだが、戦前の監視社会になることは避けなければならない。③有事に備えるといいつつ、有事についての明快な定義はなく、恣意的な運用を可能にしているし、秘密が随所に求められているが、秘密の定義も恣意的な解釈が可能となっている。④協議会支援の一意呵成の開発研究による社会実装は若手研究者を消耗し、日本の学術研究体制の基礎を掘り崩すことが危惧される。⑤シンクタンクによる先端技術研究開発政策は、研究の多様性から生まれる創造的研究を逼塞させるものとする。またハブ的機能は大学等・研究機関そして日本学術会議すら下位のシンクタンクにする危険がある。優秀な人材をシンクタンクに、よしんば集められたとしても、創造的な研究の政策的リードは出来るものではなく、出来ると思われるなら驕りでしかない。学位を出せる組織にとの意見もあるが、高等教育への深刻な問題提起でもある。かつて、イギリスの物理学者アイザック・ニュートンは国王の甥にドクターを与えよとの圧力がケンブリッジ大学にかけられた折、公然と反対意見を述べたことを想起したい。⑥以上多くの問題があり抜本的見直しを求めたい。
戦略的自律性・守り	I サプライチェーン (供給網) 第6条～第48条	○サプライチェーンの 多元化・強靱化・政府支援 (半導体・レアアース・海洋開発・資源など重要物資) ● 国への報告・資料提出違反に罰則 (第20, 22, 38, 40条; 30万円以下の罰金)(第37条1年以下の懲役または50万円以下の罰金)(第48条; 30万円以下の罰金, 2年以下の懲役または百万円以下の罰金)	○国家統制への危険あり。 ○自由貿易主義、国際協調主義からの逸脱。 ○企業活動の効率化の劣化。 ○企業活動の自由の制約。 ○産官癒着の危険性。
	II 基幹インフラ第 49条～第59条	○資源・エネルギーの確保・ インフラ整備 (電気,ガス,石油,水道,電気通信,放送,郵便,金融,クレジットカード,鉄道,貨物自動車運送,外航貨物,航空,空港) ○サイバーセキュリティ強化 ● 計画書の届け出なし、虚偽記載、国の命令に従わない場合罰則 (第50条30万円以下の罰金, 第52, 54, 55条; 2年以下の懲役か100万円以下の罰金, 第58条, 30万円以下の罰金,)	○詳細な電子情報システムの政府への報告など過剰な負担。 ○企業活動の停滞や効率の劣化、経済合理性との矛盾。 ○大手企業を対象とするとはいえ広く国家統制への道を開く危険性。 ○企業活動が安全保障(軍事)に従属。 ○産が官に対等から従属もしくは産官癒着の危険性。
戦略的不可欠性・攻め	III 技術基盤 60条～第64条	○技術優越の確保・維持(資金援助) ○イノベーション力の向上 ○研究開発のための シンクタンク設置 ○プロジェクト推進のための 協議会 ○宇宙開発 ● 知り得た情報の漏洩罰則 (2年以下の懲役, 100万円以下の罰金)	○秘密の範囲が不明で恣意的な運用の危険性あり。 ○基礎科学研究情報、技術開発情報の政府AIによる管理統制の恐れ。 ○政財界の課題解決型科学技術振興による科学・技術のゆがみ(特にシンクタンク、協議会による社会実装型、成果達成型のゆがみ) ○シンクタンクに学位授与の機能まで検討。 ○先端研究分野での大学・研究機関、日本学術会議も一つのシンクタンクになりかねない問題が含まれている。 ○防衛に直結するとして先端科学技術を政府が囲い込み、軍事研究推進のメカニズムになり得る。 ○歯止めのない軍事研究推進のおそれ。 ○特許非公開にかかわる研究発表の差し止め、技術開発の停滞。 ○研究交流への規制、研究の自由の侵害。 ○個人情報の収集管理及び統制。 ○軍事研究総動員体制への危険。
	IV 特許非公開 第65条～第85条	○経済インテリジェンス能力の強化 ○ 秘密特許 (安全保障面で重要な技術〔例えばバイオ技術、機微な技術(核分裂関連)〕の発明の特許出願の際、内容を非公開にし、政府が特許料収入を補償) ● 非公開情報の漏洩罰則 (第73, 74, 83条; 2年以下の懲役, 100万円以下の罰金)(第67, 70, 73, 7, 78, 80; 1年以下の懲役または50万円以下の罰金)(第84条; 30万円以下の罰金)	

おわりに

言い足りなかった点も含め、主な問題点を以下に再度整理しておくことにします。

1. 白紙委任的法案は議会制民主主義の軽視であり、国民生活にも深くかかわる法律なので、徹底した議論が求められます。
2. 罰則付きの規制を求める法律は公安、内調、警視庁による監視が強化され関連する企業や研究者・技術者、市民の活動の自由が抑制されます。また官への忖度や従属、あるいは癒着を生み出すことになるでしょう。大同化工機事件のような恣意的で過剰な取り締まりが行われたり、本法案作成にかかわった責任者が民間人との間で情報漏洩の疑いが持たれ引責辞任したような事件の温床にもなります。これをセーブするには中立的機関の設置が不可欠と考えています。セキュリティクリアランスが検討されるということですが、戦前の監視社会になることは避けなければなりません。
3. 有事に備えるといいつつ、有事についての明快な定義はなく、恣意的な運用を可能にしています。秘密が随所に求められていますが、秘密の定義も恣意的な解釈が可能となっていて、公正・公平・透明な運用がきわめて困難といえます。

4. 協議会の支援による一気呵成の開発研究による社会実装は若手研究者を消耗し、日本の学術研究体制の基盤を掘り崩すことが危惧されます。

5. シンクタンクによる先端技術研究開発政策は、研究の多様性から生まれる創造的研究を逼塞させるものと考えます。またハブ的機能は大学等・研究機関そして日本学術会議すら下位のシンクタンクにする危険があります。優秀な人材をシンクタンクによしんば集められたとしても創造的な研究の政策的リードは出来るものではなく、出来ると思えるなら驕りでしかありません。

学位を出せる組織にとの意見も出されていますが、高等教育への深刻な問題提起であります。かつて、イギリスの物理学者アイザック・ニュートンは国王の甥にドクターを与えよとの圧力がケンブリッジ大学にかけられた折、公然と反対意見を述べたことを想起しました。

以上多くの問題があり抜本的見直しを求めます。

なお、与えられました時間の関係で維新の会の提案に言及できませんでしたことをお詫びいたします。

ご清聴ありがとうございました。

◀◀◀ロシアのウクライナ軍事侵攻をめぐる議論を！▶▶▶

ロシアのウクライナ侵攻から1ヶ月。市民、子どもたちの犠牲が増え続けています。その現実に対し日本でも侵攻に抗議する声が広がっています。ただロシアの侵攻は許されるものではありませんが、ウクライナ支援として防弾チョッキの提供が議論もされずに通ってしまう今の雰囲気は心配です。ゼレンスキー大統領の国会演説を受けて参議院山東議長が「閣下が先頭に立ち、人々が命を顧みず祖国のために戦っている姿を見て、その勇気に感動しています」と発言しました。それに対して「報道特集」金平キャスターは「感動している場合ではない。命を捧げる事態をもたらさないように尽くすことが政治家の役割だろう」と語っています。今、敵基地攻撃能力保有や核共有などが公然と語られています。こういう時だからこそ、様々な意見に耳を傾け、本質的な問題に立ち返って徹底的に話し合う時です。今号では連絡会の3名の意見を掲載します。

ウクライナの武装抵抗を煽ってはならない

池内 了 (名古屋大学名誉教授)

ロシアのウクライナ侵攻が熾烈になって、今後どうなるか全く見込みが立たない状況です。特に、プーチンは核兵器使用を仄めかし、占領した原発を破壊して全世界に放射能をまき散らすとの恫喝に使っています。核を脅迫に使う新しい冷戦が始まったわけです。さて、このようなロシアの傍若無人の振

る舞いを押さえるのはどうすればいいのでしょうか？

現時点において私が考え得る提案は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領が白旗を掲げて全世界のメディアの前面に立ち、「国民を撃つなら俺を撃て！交渉しようではないか」とプーチン・ロシア大統領に

呼びかけることではないかと思えます。そして、国連のグテーレス事務総長の立ち合いの下でプーチンと差しでの停戦交渉を、世界中が注目するように粘り強く要求し続けることです。白旗を、全世界に国民を殺すなということを訴える象徴とするのです。

そんなことではゼレンスキーは無視されたまま、ロシア軍に国土がいっそう蹂躪され、国民は数多く殺傷されるだけだから無意味である。やられたらやり返せ、徹底して武装して戦うことこそ正義だ、と言われるかもしれませんが。実際、このまま圧倒的なロシア軍の強圧の下では、ロシアに国土も言葉も文化も人権も国民の財産も奪われてしまう可能性があり、武装して抵抗するしかないとも思えます。しかし、私は武装による抵抗には反対です。武装抵抗は、おそらく非武装の場合の何十倍もの銃弾を浴び、子どもも含めた犠牲を増やすだけになるでしょう。むろん、武力を棄て、白旗を掲げて降参しても殺される危険性があります。しかしロシア軍の兵士もロボットではなく、故郷に家族がいる一人の人間です。白旗を掲げた無辜の人間に対して無差別に殺傷するのでしょうか。たとえ撃っても厭戦の念が芽生えるでしょう。プーチンとロシア軍とは同一ではなく、その離反こそが侵略を押しとどめることにならないのでしょうか。少なくとも、人間同士の殺戮の連鎖を少しでも止められないかと思えます。

私は、武装抵抗より非暴力主義の方が犠牲者の数は少なく、核兵器の使用や原発の破壊も押さえることができると思っています。生き残って、来るべき

正義の回復の日まで、したたかに闘い続ける方を選びたいのです。

このことは、ウクライナ後の日本が進むべき方向について強い示唆を与えています。既に現在、日本がウクライナのように侵攻されてはならないとして、軍備を強化せよとの世論が強くなっています。「ウクライナは武器を取って立ち上がった、我々も侵略されたら撃退できる能力を持たねばならない」との論です。実際に非核三原則を放棄すべきとし、安部元首相のような米軍と核を共有しようとの強硬論が強まっています。今後、改憲して自衛隊を先頭にして戦争をできる国にしよう、そうしないと国が守れない、との声が高まると思われます。こうなると、日本は軍拡論が大手を振り、軍事大国化への道を歩むでしょう。

今、日本では、ロシアの非人道的な侵略への怒り、ロシアに踏みにじられているウクライナの人々の厳しい状況への同情が渦巻いています。それはいいのですが、冷静になって、日本が侵略を招かない政治姿勢を貫き、平和のための外交交渉の先頭に立つ国であることを主張し続けるべきです。ウクライナの状況を直ちに日本に重ね合わせて軍事の強化に走ってはならないのです。

七月の参議院選挙において、世論がどのような方向に流れていくのでしょうか。恐ろしい現実になるのではないかと強く懸念しています。



国民的百家争鳴の議論を： 私は ウクライナ問題をこうとらえる

赤井純治（連絡会事務局、新潟県原水協代表理事、新潟大学名誉教授）

いまウクライナ問題にさまざまな意見が飛び交っています。平和と民主主義を守ろうという人の中でも激論が展開されています。私はウクライナをめぐる歴史、内政、詳細に精通している訳でもありませんが、これだけは確実ということをしりまじめ、議論に参加したいと思います。

《なぜ、百家争鳴が必要か》

いま、SNS、各種のML、Face Book等でさまざまな議論があり、いわば炎上しているかのようで

す。困ったと思っていましたが、逆に考えてみて、論争が深まることはより意味があるのでは、と最近

思うようになりました。いま日本のマスメディアの偏向、忖度、萎縮にも媒介され、国民の意識が催眠術にかかっているかのようにも思えます。侃侃諤諤の議論が、それを打ち破る一つのきっかけになるかと思えます。

マスメディアの劣化、「マスごみ」とも言われる状態—— 私らは、テレビが1960年代に始まっ

た時代を見てきた世代です。この時言われたのが、これで一億総白痴化するということでした。今それに近い状態ではないでしょうか。まともな報道番組が次々に消え、変化してゆき、見応えのするものはほんの2、3だけになってしまった感があります。ロシアの報道統制はおかしい、とTVが報道しながら、自らにも通じるとはまるで感じていない不感症です。これらによって国民意識が左右される怖さ、知性の劣化、いわば国民的な催眠状態ではないかと思えます。これを打ち破るのが真剣な直接的議論ではないでしょうか。

ウクライナ問題は命のかかった問題です。自らの問題として自らに引き寄せ、自分ごととして議論すること、これは催眠状態から抜け出す最良の手立てかとも考えます。

ウクライナ問題を国際的・国内的の両面から考えてみたいと思います。私は、新潟県原水協の代表理事もしており核兵器廃絶課題という立場、軍学共同反対の視点、また一市民的立場からの意見です。

3月25日、新潟で500人規模の集会とデモ行進があり、その場で求められた5分のスピーチで発言しました。これは、いわば市民向けに語ったエッセンスで、この論考のアブストラク的なものとして、ここに最初に示しておきます。

《3月25日 新潟でのスピーチ》

『皆さん、もうウクライナの現状をみておれませんか！ すぐに戦争ストップという声を世界中であげましょう。新潟県原水協はこの1ヶ月で3つの声明を挙げました。ロシアのウクライナ侵略反対、核共有撤回を求める声明、そして一昨日、ロシアは核を使うな・核戦争絶対反対の声明です。

毎日TVで報道される戦争の現実、これ以上、子供や市民を殺してはなりません。とにかく、今戦争ストップ、ロシアは撤退せよ、と声を上げたい、また第3次世界大戦の危険も言われる、極めて危険な状態です。

プーチンの核先制使用という発言、国連事務総長もこの核戦争の危険にも触れています。偶発的のアクシデントやこれからの核使用も含め、何が起こるかわかりません。綱渡り状態と感じています。世界で今核戦争絶対反対の声を上げる段階に来ています。核が使われてから、想定外だった、まさか使うとは思わなかった、と絶対言わないように、いま市民が一斉に声をあげることを訴えます！

これではっきりしました。核のボタンが、一人の独裁者に握られていることの危険性です。理性的判断ができなくなる危険性です。これを回避する唯一

の道は、完全核廃絶まで今一気にいってしまうことです。

今、キューバ危機にも匹敵する危険です、"核を使うな、核戦争反対、核はいますぐ廃絶"の声をあげること、これはここ新潟市民の義務としてもあるとも思っています。新潟にも原爆が落とされる可能性があったのですから。

自民党大会で岸田総裁は、今のウクライナの事態を日本になぞらえ、だから核抑止の日米同盟強化、そして憲法改正をと参院選に向け大きく攻勢的に構えています。

さらにウクライナ侵略を悪用して、核共有まで大宣伝する維新や安倍元首相のみにくい策動まで生まれています、これは絶対に許されません。しかし、世論調査では核共有に賛成3割、反対2割、その議論は必要という声が6割近くいて、大変危険な状況です。いま、これら全てに総反撃したいと思います。そして、それはできると思います。

今のウクライナを見て考えてください。そこで起こっていることの10倍、100倍、1000倍の悲惨が日本での戦争、空襲、沖縄の地上戦です。ウクライナの1000倍、1万倍が広島・長崎の惨状です。この惨禍を経て9条が生まれました。

今、日本の終戦直後のような状況と捉えてみましょう。武力に武力の道を選ぶのか、戦争はもう懲りごりだと平和憲法の道に進むのか。この大議論を国民的に投げかけましょう。

「核共有」これは日本が核武装をするということです。核兵器禁止条約ができているこの21世紀に、歴史の歯車の逆転です。今は理性と野蛮のたたかひの最中にあるのです。

戦争では、沢山のいのちが奪われます。命を守るとは最大限の勇気が必要、、、と、私は講義で学生にも話しています。ロシアのTVで一人でプラカードを持った勇気ある訴えがありました（これは、戦前、命懸けでも戦争反対を貫いた先人の姿に重なるものです）。いま日本でも同じような勇気が、ここにいる皆さん、市民一人ひとりに問われていると思います。私は折り鶴と一緒にメッセージをドア前に飾り、近所の人にもお願いしています。ふつうの市民が勇気を持って声を上げることがないと、今のこの危機を乗り越えられません。

哲学者ヘーゲルは、「歴史の中で、情熱なしに達成された偉大なることはない」と言っています。今が、全ての世界市民が、平和の実現という大事業のために、この情熱を發揮する時かと思えます。

多くの市民が立ち上がれば、私は逆に、9条を完全に守り切り、核廃絶へ一気に向かえる、この7月

の参院選にも維新などの動きを止めて、平和勢力が伸び前進する条件ができると思います。

いまがその正念場です。世論を大きく変えるまで、立ち上がりましょう！』

このスピーチの中の4点についてふれます。

1) 一刻も早く核廃絶を

ウクライナで核使用もありうること、国連事務総長も核戦争の危険に警鐘を鳴らしています。また、生物・化学兵器の危険もいま言われています。人類への壊滅的影響、地球環境破壊へ直結しており、どの程度の確率かは不明としても、実際にありうる危険として全く予断を許しません。偶発的アクシデントや核使用も含め、何が起こるかわかりません、第三次世界大戦の危険すら…。世界で今核戦争絶対反対の声を上げる段階に来ていると思います。

この核兵器は、軍学共同の最悪・最大の産物として、これまでその歴史的な意味など多く論じられてきましたが、現実に使われる可能性があるいまの直接的な問題です。また化学兵器のうち毒ガスは、第一次世界大戦の中で開発され、開発者フリッツ・ハーバーは軍学共同研究の典型として語られることの多かった象徴的事例ですが、それが今、実際に使われそうな現実に直面してどうするか。ここは一般的な軍学共同研究について論評の段階でなく、今の危険に声をあげることが喫緊の課題です。国際人道法上の問題でもあります。

この間の経過で非常にはっきりしたことは、核のボタンを一人の独裁者が握っており、その独裁者が最後まで理性的判断ができるか否か不明であるという危険です。これを回避する唯一の道は、完全核廃絶まで一気にいってしまうことです。

新潟にも、広島・長崎の次、あるいは長崎より前に原爆が落とされる可能性すらありました(7/25の原爆投下命令書には、Hiroshima, Kokura, Niigata and Nagashakiと記載；そして実際8/10に全市民が疎開して空っぽの街になった新潟市)。

「核を使うな、核戦争反対、核はいますぐ廃絶」、
「第2の広島・長崎を絶対繰り返すな」と声をあげること。これは新潟の市民にとっても、また軍学共同反対の立場に立つ人、被爆国日本の国民にとっても、義務的課題としてあると思います。

「まず禁止条約、そして核廃絶」という段階論ではなく「一刻も早く核廃絶を」という声を世界で響かせてこそ、核兵器禁止条約も広まり、批准も進むだろうと思います。

2) ロシアの侵略を批判する

ウクライナの内政、歴史的経過、私は詳しくありませんが、NATOの進出、アメリカの影がどう及んでいたにせよ、最も明確なことは、国連憲章に違反したロシアの軍事的侵略行為です。それゆえに、国連総会でかつてない141カ国の賛同がありました。ここが一つのポイントだと思います。この侵略行為は戦後の国際秩序を根底から覆すことで絶対に容認できないことです。いわば人類史を通しての平和への歩み＝国際連盟、パリ不戦条約、国際連合、といった100年にわたる歴史の流れを逆もどりさせることです。

ロシアの侵略を批判する視点は基本的に重要で、ウクライナにもNATOにも問題はあったというのでは、いじめ問題に、いじめられた方にも問題はあったという意見にも通じるとの指摘もあります。

軍学共同反対とは、平和への展望、科学が平和へ寄与するために軍事研究反対を打ち出すことだと思っています。その平和の基本構図が世界的規模で危機に直面している今、声をあげるべきです。いまは、理性と野蛮の戦いの最中にあるのです。

3) 戦争を止め、これ以上子供・市民を殺すな

そして、市民的には、これが第一に来るべきことかもしれませんが、いまウクライナの子供・母親・市民・年配の方まで次つぎに命を失う/殺害される悲惨な様子がテレビで毎日流れています。これは、ナチスのジェノサイド的な蛮行が現在進行形で推移しているのを毎日見ているかのような思いにも駆られます。何はさておいても、この戦争をストップせよ、これ以上子供・市民を殺すな、という声をあげることです。これがいま最大の世界的世論になりつつあります。もっともっと声を大きくすることが地球市民の義務ではないか、これがウクライナの戦争を止める根底の最大の力だと思います。

(ただ、この侵略にどう戦うか、ここが論争点の一つかと思いますが、難しい問題で、私は正解への自信を持ち合わせていません。これはウクライナ国民が決めることかもしれません。それに日本からどうこうとも言えないかも？)

<市民とウクライナ兵、そして強硬な反ロシアの義勇兵が混在している中で、沖縄戦と同様の構図の恐れ>とも聞きました。

また、以下のような意見もあります。

<・時と場合によって降伏せざるを得ない事は有り得る。>

- ・しかし、現局面でウクライナに降伏を勧めるのは、ウクライナの人々に「専制と隷従、圧迫と偏狭」を受け入れよ…という事ではないのか。
- ・また、戦略核までも保有する独裁者に、国際規範の無視も関係無しとの自信を与えるのみではないか。
- ・山東参院議長のゼレンスキー演説後の挨拶のような、戦争への熱狂は、間違っている。また、核共有や憲法への攻撃は論外。
- ・一方、被侵略者を支援して、侵略者の手を止める手立てを尽くすことは、いま、世界的に必要なのではないだろうか。被侵略者の戦前の対応のまずさをあげつらうのではなくて。>

とにもかくにも、私たちにできることは、これ以上、子供・市民を殺すな、ということと、侵略戦争STOPという声を世界中からあげることであり、これがロシア国内にもウクライナ国内にも響き、効果があることは事実だろうと思います。)

いま具体的な停戦の合意、仲介役云々の議論もありますが、それは我々では如何ともし難い、我々は、市民的立場から基本的な声をあげ行動することが求められています。それが調停、仲介、停戦へ向けての最大の後押しになると考えます。

4) 武力か平和憲法かの国民的議論を

そして、このウクライナの事態を悪用して国内では核共有の暴論が出ています。前述したように核共有に賛成3割、反対2割、議論は良いが6割近いという世論調査結果は極めて深刻です。さらに核抑止論を基調とした日米同盟強化、敵基地攻撃能力保有など戦争ができる国家態勢づくりへの一層の傾斜、9条改憲への執念の動きが強まっています。

これへの反撃が必要です。ここで、これを正面から大きく取り上げるなら、憲法9条は守れる、未来へ繋げることができる、核廃絶への勢いをつけることができると思います。平和憲法を守りぬく日本の存在は、世界史的な大きな指針、灯台の役割も持っていますから、人類史的意義も自覚したいと思えます。

前述したように日本での戦争体験、空襲、沖縄の地上戦、広島・長崎の惨状をみて、幣原喜重郎が立役者となって9条が生まれました。国民はこれを歓迎したのです。今1945年の終戦直後の状況と類似と捉えたらいい。武力に武力の道を選ぶのか、戦争はもう懲り懲りだと平和憲法の道に進むのか。これを問いかける国民的議論に持ち込むことがカギとします。今のマスメディア状況を乗り越え、この

で、禁止条約ができてこの21世紀に歴史の歯車を逆転させることです。北朝鮮や中国は、日本が核武装や敵基地攻撃の構えを取るなら、さらに攻勢的な構えになり、より危険が増します。(この当たり前のことをマスメディアは正面から論じません。) また、これが、被爆者の気持ちをいかに逆撫でし、どんなに悲しみと怒りをもたらししているか、被爆者の声を聞けといいたい。

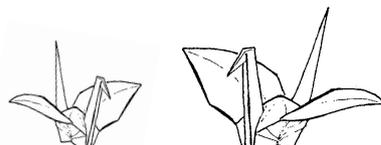
《運動論 国民的百家争鳴をへて、街頭へ》

今、地球市民として、被爆国日本の市民として、力を合わせることが問われていると思っています。傍観者として論評するのではなく、論説よりも行動を！ 国民的百家争鳴をへて、街頭へ！

今世界で10万人レベルのデモが沸き起こっています。日本でも各地では、スタンディング、街頭宣伝が毎日のように行われています。しかし、上記のような事の重大性から、どうして中央団体は統一して、全国一斉の大きな統一行動を提起しないのでしょうか。(世界の統一行動もあって然るべきです。) 安保法制・戦争法のときのような、大結集。東京では10万以上、全国でもそれに呼応した集会。国民的議論に持ってゆくには、このような大きな運動ーマスメディアさえも報道せざるを得ない動きが必要です。もう一つは地域での幅広い運動です。この2つが国民的百家争鳴にはカギとします。

この地域での運動で、新潟では新潟平和の波行動といって、各戸のドアノブに折り鶴とメッセージ短冊を飾り出す運動を、8月6日からと、1月22日にやっています。私も町内と近所15軒で飾り出してもらいました。普通の家、一般家庭で、このメッセージを飾り出すことは、勇気もいります。しかし、この勇気の積み重ねが、世界を動かすと思えます。核兵器禁止条約発効記念日1月22日は、被爆国日本にとっては国民の祝日にも相当するものです。そこで現存核兵器数1.4万弱を意識して、1.4万羽以上の折り鶴を飾り出しました。

3月1日はビキニデーでした。1954年のビキニ事件を機に集まった署名は3000万を越え、日本の原水爆禁止運動が本格的に始まりました。今3.1ビキニの精神を活かすとは、数百万、3000万人が本気で声をあげる、勇気を出して国民的な議論に持ち込むことだと思えます。日本の未来は、今のいまこの一点にかかっている、と思えます。



NATOとロシアのはざまで引き裂かれるウクライナ

—境界線でせめぎあう大国〈国際法の順守、平和・安定・繁栄が基本〉

羽場久美子（世界国際学会（ISA）アジア太平洋会長/神奈川大学教授）

ウクライナはヨーロッパとロシアのはざまにある「非常に大きな小国」です。不思議な言い方ですが、ドイツとポーランドを合わせたくらいの、ドイツの2倍の領土があります。ウクライナはすでに主権と領土保全の領有権を持つ国です。現在、ウクライナの首都までロシアの軍隊が迫っており、そうした中で多数の犠牲が出ていることはたいへん遺憾だと思えます。

東西に分断された国家

ウクライナは複雑なことに、歴史的にも民族的にも、西と東に分断されています。それを最初に説明しておきたいと思えます。ウクライナは20世紀の初頭までは西側はポーランドやハンガリー、あるいはその前はハプスブルク帝国の中に入っていました。東側はロシア帝国にあったために、西側と東側で意識がまったく違います。西側はカトリック教徒が多くヨーロッパ意識があり、東部はロシア語をしゃべる人が3割、ロシア人も多くて親ロシア地域であるということです。中南部は多民族の海洋商業地域ということでユダヤ人、ムスリムなど多様な民族が黒海で活躍していました。

1917年から19年のロシア革命以降、ウクライナはソ連の下にあったわけです。91年のウクライナやベラルーシの独立によってソ連は解体します。この点も重要です。

ウクライナはロシアの「やわらかい下腹」とも「ヨーロッパのパンかご」とも言われています。つまりウクライナというのはロシアにとっては安全保障上の死活地域であるということです。さらに南部のクリミア半島の役割はきわめて重大です。ロシアの不凍港は三つしかなく、その中で最も重要な港がクリミア半島の南端です。ここは黒海を中心にヨーロッパとアジアをつなぐボスポラス海峡の領域にあって、ロシアにとっては軍事的な要衝となっています。ウクライナにNATO軍が入ってくれば、ロシアそのものが張り子の虎になってしまう、喉元にナイフを突きつけられたも同然ということの意味しています。だからこそ軍事侵攻したのですが、逆に軍事侵攻したことで、ロシアはすべてを失うことになるかもしれません。

内戦続くウクライナ

ウクライナの政治的立場も非常に揺れています。政権の交代劇が続いてきました。2004年のオレンジ革命と2014年のマイダン革命は西ウクライナを中心に起こった「ヨーロッパ回帰」の革命です。その途中の2010年の選挙で親ロシア派が返り咲いて、ヤヌコビッチ大統領となり、EUの連合協定を拒否したために、14年のマイダン革命が起こったという経緯もあります。ウクライナ自体が西側と東側のヨーロッパ支持者とロシア支持者に分かれて揺れてきたということも大きな問題です。

2014年のマイダン革命のときに、仕掛けたのは西ウクライナで、EUやNATOも背後からこれを支持した。その直後にロシア軍はクリミアを占拠し、クリミアはロシアに編入されました。

マイダン革命後に選ばれたポロシェンコ大統領は、西ウクライナの兵を集めて東ウクライナを攻撃し、内戦を始めました。そしてその背後に、一方にはアメリカやEU、他方にはロシアがついて国内の若者が短期間で1万4000人が殺されたと言われています。マレーシア航空機撃墜事件があり、民間機も犠牲になりました。結局、どちらかが誤射したのかいまだに明らかになっていません。

重要なのは、ウクライナは豊かな農業国で非常に平和的な民族ですが、現在も過去も歴史的に繰り返し周辺の大国によって引き裂かれた中で、大飢饉により数百万が餓死したり、殺し合いを余儀なくされたりするという、非常に悲惨な状況にあります。

こうした中で2014年からEUの仲介が始まります。西欧の仲介はたいへん成功しました。当時はメルケル独首相がウクライナのポロシェンコ、ロシアのプーチンを積極的に仲介しました。そしてフランスの社会党のオランドが仲介し、ロシアのプーチンとアメリカのオバマの会談も実現しました。そうした中で2015年2月のミンスク合意が実現されることとなります。

ミンスク合意というのはドイツとフランスが仲介し、欧州の安全保障に責任を持つOSCE（欧州安保協力機構）を背景に、東西相方が納得できる方策を見だし、東部ウクライナの停戦を実現したも

のです。戦闘の停止、前線からの重火器の撤去、法律に基づいた地方選挙、そして人道援助と社会保障、外国軍と傭兵の撤退など、非常に公正な確認がなされました。それに従ってロシアが認める地域を西側も一定程度承認し、そしてルガンスク、ドネツクという今回プーチンが独立を承認した地域ですけれども、その東側に緩衝地帯を設けました。それによってとりあえず内戦を収めるといって、国連型の和平交渉をしたわけですが、しかしその後も内戦は継続していきます。

NATO加盟掲げるゼレンスキー

ウクライナのゼレンスキー大統領は東西の膠着状態の中、2019年に東部内戦地域を除く9割弱の選挙区で選ばれた人です。憲法にEU、NATO加盟を掲げて欧米に接近し、内戦を継続して国内の親ロシア派オリガルヒ（財閥）を国家反逆罪で次々に逮捕して駆逐していったという問題があります。

今回の悲劇は欧州にメルケルもオランダもいなかったこと、そしてアメリカのバイデンが国内に対しては分裂ではなく統合を掲げたにもかかわらず、国際的には統合ではなく分裂を促したことです。バイデンはいっさいの責任はロシアにあると言いましたが、すでに昨年9月の段階でバイデンとゼレンスキーはホワイトハウスで話し合い、ゼレンスキーに全体で25億ドルの軍事援助をし、NATO加盟を後押ししています。この9月というのはアフガニスタンからアメリカが撤退を決めたときですけれども、アメリカ側もロシアの封じ込めに向けウクライナ支援をこの半年行っていたということです。

そうした中で今年の2月、北京オリンピックの最中に、突然アメリカからロシア侵攻報道が繰り返されたわけです。アメリカ国内でもなぜバイデンが繰り返しロシア侵攻を言うのかということで、多くのメディアは驚きました。バイデンはその根拠をアメリカ・インテリジェンスからの通報と言いましたが、インテリジェンスというのは正しい情報も間違った情報も流すことによって混乱を生むわけですから、アメリカがインテリジェンスの情報で発信するということ自体が新しいことだったと多くのアメリカのメディアも言っています。

実際には2月16日には何も起こりませんでした。ロシアは21日にルガンスク、ドネツクの独立を承認し、24日に東部に侵入しました。その後、各方面からキエフに、そして西ウクライナに侵入し、首都キエフ包囲、西ウクライナの軍事施設も爆撃、南と北の核施設も陥落というような状況になって

きています。キエフ侵攻、西ウクライナ侵攻は行うべきでなかった。ウクライナ全土への軍事侵攻は国際的な批判を呼び起こすことになります。

アメリカはさらなる武器供与を決定、そしてドイツもウクライナに地対空ミサイルを提供したということです。本格的な戦争になる可能性が高いが、一方でアメリカもドイツも自らが手を汚さないまま、代理戦争が開始され、犠牲はウクライナ市民に集中しているという状況が始まっています。

NATOは対口の軍事同盟

では、どうしたらいいのか？ まずNATOの問題です。いま始めるべきは停戦交渉です。この間、バイデンとNATOの事務総長もNATO拡大をやめないと行ってきました。NATO拡大を停止するという条件を出さなければロシアはウクライナ侵攻をやめないのではないかと。

実際、最近になってゼレンスキーも米欧も、NATOの早期拡大はしないと語り始めています。アメリカの国際政治学者ミアシャイマーは、NATO拡大停止、ウクライナの中立化が最善の解決法だと言っています。現段階では国際社会もウクライナも認めがたいでしょうが、国際政治学的には最も重要な解決法でした。

ソ連が崩壊してワルシャワ条約機構が崩壊したときに、本来はNATOも崩壊する予定だった。しかし崩壊しないで91年のローマ条約でNATOは役割を変更させて「危機管理の同盟」になって生き延びます。つまり、反ソの軍事同盟だったものが世界の危機管理の同盟、スーパーマンのような役割になって世界中に展開できるようになりました。その結果、NATOは次々に東欧に拡大していきませんが、拡大の経緯の中で、中東欧がロシアの再侵入を恐れ、マイダン革命も起こって、再び危機管理の同盟ではなくてロシアを取り巻く軍事同盟に戻っていった経緯があります。

ですから、もしウクライナにNATO軍が展開し、「やわらかい下腹」に地対空ミサイルや核兵器が投入されると、最終的にはロシアの解体になってしまう可能性があります。他方で、ロシア軍がウクライナ全土に展開して、もしウクライナがロシア軍によって解体されるようなことになると、ロシアは国連の安全保障理事会からも追放される可能性があります。つまり、ロシアにとってはウクライナの西側、つまりヨーロッパに展開したことで、いま絶体絶命の状況になってきていると言えると思います。ロシアは西ウクライナに侵攻するべきではありません。

せんでした。敵の手中にむざむざ入っていったことになります。

しかしロシアから見ると、その気持ちもわからないではありません。NATOは冷戦終焉直前までは16カ国でした。ところが冷戦が終焉してから次々と旧社会主義国の東ヨーロッパの国々がNATOに入り、元ソ連のバルト3国もジョージアもNATOに加盟した。今回、欧州・アジア・アフリカの3大陸をつなぐ地域に大領土を持つウクライナがNATOに入れば、ロシアは解体が目前になってしまいます。

停戦合意が緊急課題

いま欧米諸国は国際経済からロシアを締め出そうとしています。ロシアの石油、天然ガスのパイプラインを拒否し、国際金融決済のSWIFT（スイフト）からの締め出し、プーチン、ラブロフ外相の個人資産凍結を言っています。が、これはロシア国民を苦しめるだけで、プーチンのウクライナ侵攻を止めることはできないでしょう。ただ、国際社会にとってはこれ以上の戦争被害を出さないためにも停戦合意が緊急であると言えます。ロシアはNATO拡大の挑発にはまり、軍を、ロシアの影響下でないヨーロッパ地域まで侵攻させてしまった。その結果、停戦合意がもたらされても、ロシアが望んだようなNATOの拡大の停止というのはもはや難しいかもしれません。ロシアは軍事力の強さを見せつけたかったのかもしれませんが、あくまで対話交渉で解決した方が果実は大きかったです。

ウクライナ問題はいま見てきましたように、東西の綱引きでした。そしてその東西の外側にアメリカとロシアがそれぞれ背後から引っ張っているという状況があったわけです。ただ、結果的にはロシア軍が21世紀の平時に他国侵入し、そして首都まで、西ウクライナまで、侵攻して政権を転覆させようとしたことは主権と領土の侵害、そして国際法の蹂躪にあたり、これを国際社会として許すことはできないと思います。

ロシアは渡ってはならない橋を渡ってしまった。軍事力ではなくてあくまで外交交渉によって問題を解決すべきであったと思います。いま求められることは可能な限り早期の停戦合意であり、ロシアは軍事侵攻をやめ、民間人を保護しなければなりません。東ウクライナを押さえるだけで停戦合意を始めていたら、有利に進められたかもしれない停戦合意をロシアは自ら放棄してしまった。

そしてアメリカは武器供与とNATO拡大を非難されないためにもロシアのウクライナ侵攻が必要であったと言えます。キエフまで侵攻し首都や西ウクライナを爆撃し、南部の核施設を手中にしたことでロシアは正当性を失ってしまった。戦後のロシアの国際的位置は大きく後退し、プーチン政権は生き延びられない可能性があります。

平和への日本の役割

日本ですけれども、日本は隣国として、もし可能であれば東アジアの日中韓共同で平和と安定と主権尊重、即時停戦の声明を出すなど積極的に停戦、平和のために動けば、それはとても重要な役割となるのではないかと思います。

今回、国連総会が、ロシアに「軍の即時かつ無条件の撤退」を求めた非難決議は、141カ国という多くの国がウクライナ侵入反対でした。中国・インド・アフリカなど35カ国は棄権。ロシアは国際法規を守り、停戦を受け入れ、すみやかに2014年にメルケルやオランドが行ったような西ヨーロッパ、また国連の仲介を受けて、戦争を停止すべきです。

ウクライナというのはまさに西と東のパワーの境界線上にあり、そこでの衝突でした。戦争を一方からだけで語るのは危険です。ロシアの残虐さや問題点を批判しつつ、ロシア側にすべての問題を押しつけるのではなくて、なぜ戦争が起こったのかという背景は考え続けたいといけません。またNATO拡大、アメリカの武器供与や軍事力の拡大も問題であったことは認めないといけません。そして私たちがめざすべきは平和と安定、主権尊重、国際法順守、外交交渉によって、戦争を終わらせるための解決策を提示していく、ということが重要なのではないかと思います。

ウクライナの首都キエフは歴史のあるとても美しい町です。ここがいま爆撃を受けて市民が死に260万人もの難民が出ています。これを可能な限り早く終結させること、日本もその一翼を担うことが、国際社会にとって最も重要なことだと思います。

* * * * *

【本稿は連絡会会員である羽場久美子氏が「日本の進路」4月号に書かれた論文を、羽場氏及び「日本の進路」編集部のご快諾を得て全文転載しました。「日本の進路」は「広範な国民連合」の機関紙です。4月号にはシンポジウム「台湾有事を避けるために」も掲載されています。】

【NAJAT 声明】

紛争当事国ウクライナへの防弾チョッキ供与の撤回を求めます

2月24日、ロシア・プーチン政権は隣国ウクライナへの軍事侵略を開始した。既に20日間が経過し、国際人道法に違反する残虐な戦争犯罪が繰り返されている。どのような背景や理由があろうと、プーチン政権によるウクライナ侵略は許されない。

こうした中、岸田政権は、3月4日午後1時に国家安全保障会議（NSC）を開き、自衛隊の防弾チョッキなどを紛争当事国ウクライナに供与することを決定した。この動きが報じられたのは4日の朝であり、異常な速さだった。国会や主権者は完全に無視された。

防弾チョッキは「武器」に該当する。読売新聞ですら、「武力攻撃を受けている国への装備品の供与は異例だ」と書いた。「人道」を前面に押し立て、「戦時」の空気につけ込んで、紛争当事国への武器輸出に強引に道を開く「火事場泥棒」の手口に他ならない。

この決定について、防衛省関係者は「武器の供与をめぐる歴史を考えれば、日本の防衛政策の大きな転換点になる」と語ったという。4日午前1時に開かれた自民党の会合では、防弾チョッキなどの供与に賛成する意見が相次ぎ、「防弾チョッキ以上のものでも、ウクライナが必要とするものは支援を検討すべき」との声が出た。どさくさに紛れて、武器輸出を制限してきた歯止めを全廃しようとするものであり、まさしく「ショック・ドクトリン」そのものだ。

今回の武器供与が突破口となり、いずれは例えばウクライナがリクエストしていたという、対戦車砲や地对空ミサイル、小銃の弾薬などの殺傷武器へとエスカレートしていく恐れがある。

政府は3月8日になって、再びNSCを持ち回りで開き、特例的に「防衛装備移転三原則」の運用指針の改定を決め、防弾チョッキ等の供与を改めて確認した。その夜、武器の一部を載せた自衛隊機が愛知県小牧基地を出発した。従来の指針ではウクライナへの供与が可能か不明確だったとして、運用指針に定める「防衛装備の海外移転を認め得る案件」に「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」を追加した。今回に限って、非殺傷用の武器に限り認めるのだという。

つまり、4日のNSCでの供与の決定は運用指針違反だったと認めたと等しい。これは法治国家ではない。

自らが決めたルールを破ってにおいて、後からルールを変更するという手法がまかり通れば、毎回同様のやり方で武器供与が可能となる。要するに何でもありの脱法行為だ。私たちは運用指針の恣意的な改定の撤回を求める。

さらに政府は、侵略を受けて交戦しているウクライナが、武器輸出できない「紛争当事国」には当たらないとする詭弁を弄している。防衛装備移転三原則が「紛争当事国」の定義を、「武力攻撃が発生し、国際的平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国」と極めて狭く限定し、該当するのは湾岸戦争時のイラクと朝鮮戦争時の朝鮮民主主義人民共和国としているからだ。つまり、1991年の湾岸戦争以降、世界に紛争当事国は存在していないことになる。

ウクライナが紛争当事国だからこそ、武器である防弾チョッキを供与しようと企てたのではないか。現実離れした定義に基づく武器供与はそもそも論外だ。

私たちが驚いたのは、翌日に撤回されたとはいえ、日本共産党の政策責任者が3月4日の会見で「人道支援としてできることは全てやるべきだ。今回、私がこの場で反対と表明するようなことは考えていない」と語ったことだ。野党第一党である立憲民主党もあっさり武器の供与を容認した。「戦時」の空気に吞まれて、原則を譲りわたしてはならない。

2014年4月1日に当時の安倍政権が閣議決定のみで撤廃した武器輸出三原則の肝は、「紛争を助長しない」という憲法9条を具現化した理念だった。紛争当事者に武器を輸出することの危うさが自覚されていた。日本は憲法9条に基づき、非軍事の民生支援に徹し、停戦に向けた仲介や難民支援などに尽力すべきだ。

私たちは、紛争当事国ウクライナへの武器供与をただちに中止するよう求める。加えて、インドネシアへの殺傷武器である三菱重工製護衛艦の輸出や、紛争当事国 UAE（アラブ首長国連邦）への川崎重工製軍用輸送機 C2 の輸出も断念するよう求める。私たちはまた、紛争に巢食い、紛争を焚きつける軍産複合体を許さない。こうした時だからこそ、武器輸出三原則の復活と強化を強く要求する。

2022年3月17日

武器取引反対ネットワーク（NAJ）

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (pokojpeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)